

○ 鈴鹿工業高等専門学校自動車運用管理規則

平成16年4月1日
規則第49号
最終改正 令和8年 8月 5日
運 営 会 議 決 定

鈴鹿工業高等専門学校自動車運用管理規則

(趣旨)

第1条 本校が所有する自動車の運用管理については、他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括)

第2条 事務部長は、自動車の運用管理に関する業務を総括する。

(管理者)

第3条 自動車の現況を把握し、適正かつ効率的な運用管理を図るため、自動車管理者（以下「管理者」という。）を置き、管理者の業務を補助させるため自動車管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

2 管理者には総務課長を、管理補助者には調達係長をもって充てる。

(管理補助者の職務)

第4条 管理補助者は、管理者の指揮、監督をうけ次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 自動車運転者（以下「運転者」という。）の指導および監督
- (2) 自動車の使用承認の確認
- (3) 自動車の定期点検および整備事項の確認
- (4) 自動車の安全管理および事故防止の措置
- (5) 車庫の整理点検および火災防止の措置
- (6) その他自動車の運用管理に必要な事項

(自動車の使用)

第5条 自動車を使用しようとする者は、公用車予約表に予約するものとする。

(運転者)

第6条 自動車を運転できる者は、有効な自動車運転免許証を有し、所属する科（課）の長の申請に基づき管理者が認定した教職員とする。

(鍵の保管)

第7条 自動車の鍵は、管理補助者が保管する。ただし、常時使用する場合はこの限りではない。

(安全運転管理者)

第8条 事務部長は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を選任して、所轄の公安委員会に届け出なければならない。

2 安全運転管理者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10に規定する事項を処理する。

（整備管理者）

第9条 事務部長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者を選任して、所轄の運輸局長に届け出なければならない。

2 整備管理者は、自動車の点検整備および車庫の管理等、常に良好な状態で運行、管理できるように必要な措置をするものとする。

（運転者の義務）

第10条 運転者は、自動車の運行に際しては、いかなる場合においても関係法令の定めるところにより、安全第一とし、事故の防止に努めなければならない。

2 運転者は、自動車の運行に際し故障もしくは修理等が必要と認めた場合は、すみやかに整備管理者に連絡しなければならない。

3 運転者は、自動車運行後はただちに管理者の指定する場所に格納しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、管理者の指示により、これと異なる場所に格納することができる。

4 運転者は、運行後、運行日誌に必要事項を記録しなければならない。

（事故発生の場合の措置）

第11条 運転者は、自動車運行中に事故が生じたときは、ただちに応急の措置をとり、所轄の警察署に連絡するとともに、管理者に連絡してその指示を受けなければならない。

2 管理者は、前項の連絡を受けたときは、現場検証に立合う等の措置をとるとともに、事故の原因等を詳細に調査し、事務部長に報告してその後の対応を協議するものとする。

3 運転者は、事故に際して被害者または加害者に対して事故の責任、損害に対する補償等に関して取り決め、陳述をしてはならない。

（その他）

第12条 管理者は、特別の事情によりこの規程によりがたい場合は、事務部長の承認を得てこれと異なる取扱いをすることができる。

2 学生引率における自動車の使用については、別に定める「鈴鹿工業高等専門学校課外活動等に係る学生引率における交通手段に関する取扱いについて」による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年８月４日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和４年３月２日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、総務企画委員会の議を経て、令和８年８月５日に運営会議において決定され、令和８年８月５日から施行する。